

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和5年2月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> (<u>随意契約理由番号</u>)	W T O
1	工事積算システム機器更新に伴うシステム移行に係る設計業務委託	情報処理	富士通Japan (株)	¥11,000,000	2月10日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
2	令和4年度長堀抽水所外4か所低濃度PCB含有廃棄物収集運搬業務委託(緊急)	廃棄物処理	日本通運(株)	¥1,628,000	2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G15	-

随意契約理由書

1 案件名称

工事積算システム機器更新に伴うシステム移行に係る設計業務委託

2 契約の相手先

富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部

3 随意契約理由

工事積算システム（以下、「現システム」という）は、建設局及び都市整備局の土木工事積算担当職員が積算業務を円滑かつ効率的に行うことを目的としたシステムである。

本業務は、リース期限を迎える現システムの機器更新に伴い、令和5年度に運用開始予定の大阪市共通クラウド基盤にシステムを移行するための設計を行うものである。

現システムは、富士通株式会社（現：富士通 Japan 株式会社）が保有するパッケージソフトを基に、システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発したシステムであることから、同社保有の技術によって現システムとしての性能を維持継続させなければならず、かつ、データ等移行後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、システムの内容、移行方法、障害等に対応した技術情報等の知識を備えている上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課工事監理担当（電話番号 06-6615-7416）

随意契約理由書

1 案件名称

長堀抽水所外4か所低濃度PCB含有廃棄物収集運搬業務委託（緊急）

2 契約相手方

日本通運株式会社

3 随意契約理由

本業務は、長堀抽水所外4か所に保管している産業廃棄物（低濃度PCB含有廃棄物）を法令に従い収集したのち、別途契約した処理事業者の処理施設へ運搬するものである。

業務の実施にあたり、受注者の選定を行うべく令和5年1月16日に事後審査型制限付一般競争入札を執行したところ、応札がなかったため取り止めとなった。

なお、処分にあたっては、令和5年3月31日までを履行期限として入札を執行し、光和精鉱株式会社と令和4年10月21日付けで本年度の業務として処分の契約を締結している。今後、改めて入札に付し収集運搬業者の選定を行った場合、再度の入札に要する期間を考慮すると、最短でも令和5年2月下旬に業者決定予定であることから車両手配等から運搬までを行う履行期間の確保ができない。加えて処分の契約が不履行となる。

また、当市は当該案件のほかにも、処分しなければならない低濃度PCB含有廃棄物を有している。低濃度PCBの処分期限は、PCBの適正な処理の推進に関する特別措置法により、令和9年3月31日ときまっており、計画的に処分手続きを行っているが、今回分を予定通り今年度中に処分しなければ、今後の処分スケジュールに影響を及ぼすことになる。

ついでには、喫緊に業者選定を実施する必要があるため、本市入札参加資格登録を有し、大阪府知事または大阪市長および処分地がある福岡県知事又は北九州市長の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（許可項目：廃PCB等・PCB汚染物）を有する事業者と比較見積りを実施し、随意契約を行うものである。

選定条件

(1)本市入札参加登録を有すること

(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項に規定する次にあげる許可を有すること。

・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

当該特別管理産業廃棄物を積む場所（大阪府知事または大阪市長）と降ろす場所（福岡県知事又は北九州市長）の許可

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6615-7895）